

「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会 規程

(名称)

第1条 本会は、「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「楠公さん」（大楠公・小楠公）ゆかりの地などが自治体連携を行いながら、交流人口の増加や産業振興、観光振興、文化財の活用などと連動した地域の活性化を図るため、大河ドラマの誘致を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大河ドラマの誘致に関すること。
- (2) 大河ドラマに係る関係機関等との総合調整に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

(会員)

第4条 協議会は、別表に掲げる都道府県又は市町村により構成する。

- 2 前項に掲げるもののほか、協議会の目的に賛同する都道府県又は市町村の参画の機会を保障し、別表に追加できるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ会員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務及びその他を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(顧問)

第5条の2 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、副会長の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の求めにより協議会の運営や事業に関し助言する。

(部会)

第6条 協議会の会務の円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会員の所属職員の中から、会長が指名した者により組織する。
- 3 部会に部長を置き、部会の中から会長が指名した者をもって充てる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、会長が所在する都道府県又は市町村に事務局を置く。

(会議)

第8条 協議会の会議は、協議会及び部会とする。

- 2 会長は、協議会を招集し、その会議の議長となる。
- 3 部長は、部会を招集し、その会議の議長となる。
- 4 協議会は、会員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 協議会は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第9条 協議会は、原則として公開する。ただし、議長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

- 2 部会は、原則として非公開とする。ただし、部長が必要と認める場合は、公開とすることができる。

(活動期間)

第10条 協議会の活動期間は、協議会の目的が達成されたと認められるとき、もしくは、目的の達成について何らかの方向性が示されるに至ったときまでとする。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。ただし、経費が発生しない場合には、負担金を徴収しないことができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月17日から施行する。

附則

この規程は、平成30年5月11日から施行する。

附則

この規程は、平成30年5月15日から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月26日から施行する。

附則

この規程は、平成30年7月11日から施行する。

附則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年9月5日から施行する。

附則

この規程は、平成30年9月16日から施行する。

附則

この規程は、平成30年9月26日から施行する。

附則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年11月8日から施行する。

附則

この規程は、平成30年11月14日から施行する。

附則

この規程は、平成30年11月16日から施行する。

附則

この規程は、平成30年12月19日から施行する。

附則

この規程は、平成31年2月12日から施行する。

附則

この規程は、平成31年3月12日から施行する。

附則

この規程は、平成31年3月14日から施行する。

附則

この規程は、令和元年5月9日から施行する。

附則

この規程は、令和元年5月22日から施行する。

附則

この規程は、令和元年6月26日から施行する。

附則

この規程は、令和元年7月11日から施行する。

附則

この規程は、令和元年7月12日から施行する。

附則

この規程は、令和元年7月26日から施行する。

附則

この規程は、令和元年7月30日から施行する。

附則

この規程は、令和元年7月31日から施行する。

附則

この規程は、令和元年8月8日から施行する。

附則

この規程は、令和元年8月20日から施行する。

附則

この規程は、令和元年8月28日から施行する。

附則

この規程は、令和元年9月12日から施行する。

附則

この規程は、令和元年9月17日から施行する。

附則

この規程は、令和元年9月25日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月21日から施行する。

附則

この規程は、令和元年12月9日から施行する。

附則

この規程は、令和2年1月15日から施行する。

別表

区分		自治体名
市町村	東京都	千代田区
	三重県	伊賀市
	滋賀県	大津市
		湖南市
	京都府	京都市
		八幡市
		笠置町
	大阪府	大阪市
		堺市
		岸和田市
		豊中市
		泉大津市
		池田市
		貝塚市
		守口市
		茨木市
		八尾市
		泉佐野市
		富田林市
		寝屋川市
		河内長野市
		松原市

		大東市
		和泉市
		箕面市
		柏原市
		羽曳野市
		門真市
		高石市
		藤井寺市
		東大阪市
		泉南市
		四條畷市
		大阪狭山市
		島本町
		豊能町
		忠岡町
		熊取町
		田尻町
		太子町
		河南町
		千早赤阪村
	兵庫県	神戸市
		西宮市
		芦屋市
	奈良県	五條市
		御所市
		香芝市
		葛城市
		平群町
		高取町
		吉野町
		上北山村
	和歌山県	田辺市
	鳥取県	琴浦町
		大山町
	愛媛県	新居浜市
	熊本県	菊池市